

平成26年第4回長与町議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成26年12月 2日  
 本日の会議 平成26年12月 8日  
 招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 饗庭 敦子 議員	2番 安部 都 議員	3番 内村 博法 議員
5番 分部 和弘 議員	6番 安藤 克彦 議員	7番 金子 恵 議員
8番 川井 哲雄 議員	9番 森 謙二 議員	10番 西岡 克之 議員
11番 岩永 政則 議員	12番 喜々津英世 議員	13番 佐藤 昇 議員
15番 山口憲一郎 議員	16番 堤 理志 議員	17番 西田 敏 議員
18番 河野 龍二 議員	19番 吉岡 清彦 議員	20番 竹中 悟 議員
21番 山口 経正 議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 濱口 務 君 議事課 長 中山 庄治 君  
 係 長 木須 美樹 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君	副 町 長 鈴木 典秀 君
教 育 長 黒田 義和 君	総 務 部 長 中山 祐一 君
企 画 振 興 部 長 松尾 義行 君	建 設 部 長 浦川 圭一 君
生 活 福 祉 部 長 田島 弘明 君	教 育 次 長 和泉 嘉彦 君
水 道 局 長 馬木 信一 君	会 計 管 理 者 松添 高明 君
総 務 部 理 事 宮崎 望 君	企 画 振 興 部 理 事 藤田 茂 君
生 活 福 祉 部 理 事 益富 雅彦 君	教 育 委 員 会 理 事 永富 雅徳 君
政 策 推 進 課 長 荒木 重臣 君	総 務 課 長 古賀 洋 君
管 財 課 長 迎 英樹 君	税 務 課 長 田平 俊則 君
収 納 推 進 課 長 帯田 俊文 君	企 画 課 長 久保平敏弘 君
地 域 政 策 課 長 大津 鉄治 君	都 市 整 備 課 長 松邨 清茂 君
管 理 課 長 森 浩平 君	農 林 水 産 課 長 濱 伸二 君
福 祉 課 長 西平 隆邦 君	健 康 保 険 課 長 森川 寛子 君
介 護 保 険 課 長 松浦 篤美 君	住 民 課 長 村山 和聡 君
教 育 委 員 会 総 務 課 長 谷本 圭介 君	生 涯 学 習 課 長 帯田 由寿 君
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 山口 正 君	水 道 課 長 吉田 邦彦 君
下 水 道 課 長 道端 和彦 君	会 計 課 長 山口 利弘 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 松本 廣 君	監 査 事 務 局 長 森 省二 君

会議録署名議員

8番 川井 哲雄 議員

9番 森 謙二 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 10時34分

平成26年第4回長与町議会定例会

議事日程（第5号）

平成26年12月 8日（月）

午前 9時30分 開議

日程	議案番号	件名	備考
1	78	長崎県南部広域水道企業団の解散について	
2	79	長崎県南部広域水道企業団の解散に伴う財産処分について	
3	80	長崎県南部広域水道企業団規約の変更について	
4	81	長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例	※文厚
5	82	長与町水道給水条例の一部を改正する条例	※建産
6	83	長与町公共下水道条例の一部を改正する条例	※建産
7	84	都市計画道路西高田線切土工事請負契約の変更について	
8	85	平成26年度長与町一般会計補正予算（第4号）	※総務
9	86	平成26年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	※文厚
10	87	平成26年度長与町水道事業会計補正予算（第1号）	※建産

※付託予定の委員会

(開会 9時30分)

議長

(山口経正議員)

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1、議案第78号、長崎県南部広域水道企業団の解散について、日程第2、議案第79号、長崎県南部広域水道企業団の解散に伴う財産処分について、日程第3、議案第80号、長崎県南部広域水道企業団規約の変更についての質疑を行います。

ただいま一括議題としておりました議案について、まず、議案第78号について、質疑はありませんか。

18番、河野龍二議員。

18番

(河野龍二議員)

この議案については、全員協議会の中で一定解散の方向性でってということで説明がありました。議会の議事録に正式に残すためにも、再度質問をさせていただきます。

まずは、議案第78号については、企業団の解散についてということですが、解散に至った経緯を説明していただきたい。

2つ目に、これまでにこの水道企業団にかかった総費用額を説明していただきたいと思います。

議長

(山口経正議員)

水道課長。

水道課長

(吉田邦彦君)

まず、解散に至ってですけど、2市2町、長崎市、諫早市、時津町、長与町という構成団体で組んでおりましたけど、今回24年度に5年に1度の見直しで長崎市のほうが水源がゼロということで、今回の解散になりました。

それと、もう1件の件ですけど、これまでに平成12年度から26年度に企業団に支払った金額は、一般会計で借り入れた出資債1,747万円と人件費及び企業団が借り入れた企業団の元金償還金等に充てられる7,862万5,000円でございます。

また、一般会計が借り入れた出資債の支払い実施につきましては、総額で1億680万ほどになります。以上です。

議長

(山口経正議員)

河野議員。

18番

(河野龍二議員)

もう少し解散に至った経緯を、全員協議会でも一定説明がありましたんで、単にこれで見ますと、長崎市が水が要らなくなったということだけで解散に至ったような感じを受けとめるんですけど、そもそもこの本明川ダムが建設このまま進めていいのかどうなのかというところで工事がストップし、その後各自自治体の水源の状況を出していただいたと。その背景には、やはり県全体の人口減少だとかそういう部分があったかというふうに思いますけども、もう少し数字も含めて詳しくお教えしていただければと思います。

議 長 (山口経正議員)  
水道課長。

水道課長 (吉田邦彦君)

平成21年12月に本明川ダムが検証ダムに位置づけられたことを契機に、創設事業を一時中止とし、ダム検証での点検確認に合わせて平成24年度に厚生労働省の補助事業に対する事業再評価の協議を行いました。そして、各構成団体で水事業計画の見直しを行った結果、長与町、時津町の水事情の開発発水量はこれまでと同量でありましたのに対し、諫早市と長崎市においては、人口の減少傾向と節水機器の普及などの社会情勢の変化に伴い、諫早市の必要開発水量は半減し、長崎市の必要開発水量はゼロとなりました。長崎市が事業に参加しなくなることで予定しておりました国庫補助金の補助採択基準が人口50万以上を満たさなくなるために補助対象外となり、また、受水単価が170円から370円に大幅にはね上がり、企業団の事業計画が困難となったことが解散の理由でございます。

議 長 (山口経正議員)  
ほかに質疑ありませんか。

19番 (吉岡清彦議員)

解散によるということわかります。それによって長与町においても当初から水がこれだけ必要ということで参加し、今までいろんな形で協議してきたと思っておりますけども、それによって、じゃあ、今後長与の水資源としての確保量がどうなっていくのか、安全なのか、それともちょっと今後の見通しを、今までの一般質問等々、あるいは先ほどの全員協議会でも出ておりましたみたいですが、重ねてここでお聞きいたします。

議 長 (山口経正議員)  
水道課長。

水道課長 (吉田邦彦君)

今年度、26年度の水道課においては、現在水道事業の中長期計画に着手し、今後20年間の水需要予測、施設管網整備計画、水質改善計画、財政計画の策定に取りかかっております。その水需要予測において、給水量は現在から平成32年度までには微増で続きますけど、それ以降は横ばいから減少するものと推測をされます。現在、認可上の計画1日最大給水量は1万2,991立方メートルで、広域水道事業が解散することにより、2,300立方メートルそれでマイナスの1万691立方メートルとなります。今後20年間で最大となる平成32年の1日最大給水量約1万2,500立方メートルと比較すると、約1,800立方メートルの水源が新たに必要となります。

長与町といたしましては、その不足する水量を町内河川の水権増量に向けた調査や検討を行い、対処するようにいたしております。今後も県河川課の協議や指導のもと、検討してまいりたいと考えております。

また、ほかの水源確保についての案といたしましては、水質や導水管等布設費用の問題から、現在休止しておりますボーリング等を再度整備し、水道

としての活用を検討してまいりたいと思っております。具体的な方法としては、用水場による余力のあるボーリング水から取水や水質問題で取水を控えておりますボーリングに膜ろ過装置等を設置し、取水する案を今現在のところ考えております。以上です。

議 長

(山口経正議員)

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第79号について、質疑はありませんか。

18番、河野龍二議員。

18番

(河野龍二議員)

先ほどの78号では、これまでに企業団にかかった長与町の費用を説明していただきました。この財産処分については、今後長与町が負担する金額がどれくらいあるのかお知らせしていただきたいと思っております。

議 長

(山口経正議員)

水道課長。

水道課長

(吉田邦彦君)

今回の解散により新たに発生する負担額といたしましては、企業団が借り入れた企業債の一括償還負担額といたしまして3,090万円、これは企業団布設管の有償譲渡額の508万も含まれております。そして、長与町に埋設された送水管の今度有効活用にかかる経費といたしまして約4,380万ほど経費がかかる見込みでございます。合計すると7,470万円ほどが必要と見込まれております。以上です。

議 長

(山口経正議員)

河野議員。

18番

(河野龍二議員)

それでは、町長にお伺いしたいと思います。この南部広域水道企業団は町長が就任前から事業が進められた事業であります。結果的に先ほどの説明、全員協議会でも説明がありましたけども、総額が、かかる経費、今後の水道給水事業も4,380万円含まれてますけども、いわゆる企業団に関係してのかかる経費が1億8,000万ぐらいになるということ、いわばダムを推進しておきながら、それが結果的に完成に至らなかったと、そういう意味では町の財政にいろんな負担をかけたのではないかと、というふうに考えます。やはり今後もこうしたいろんな事業については十分精査の上、こうした何にもならなかったというお金が出ていかないような取り組みを行わなければならないというふうに思いますので、町長の考えを少しお伺いしていただければというふうに思います。

議 長

(山口経正議員)

町長。

町 長

(吉田慎一君)

今、議員がおっしゃっているように、町というのは生き物でございます。生き物である以上は変わっていくんですね。それを変わる前に5年、10年

という予測を立てます。当時は2市2町で水が足らなかったというようなことでこれが設計されたわけでありまして。しかし、その結果として、市町村合併等とございました。これは予想がつかいません。そういったものがどんどんどんどん町が変わっていく。しかし、その中で最小限の支出を抑えることと、最大限の効果を出すこと、これを考えていくことが町の使命であります。そういうことで私どももこの解散につきましましては新たな展開、町がいいようになるような展開、そういったものを図っていくための最大限努力していきたいというふうに考えております。

議 長 (山口経正議員)  
河野議員。

18番 (河野龍二議員)

私は少しはこの負担だけが出ていった中の事業に対する反省の思いがあるのかなというふうに思ったんですけども、その辺は全くございませんか。結局こういう事業を行ったけど、結果は何もできなかったという、負担だけが出ていったという部分の、やはりそこは私は十分な反省と今後の検証のための対応が必要ではないかなというふうに思うんですけども、これはこれでこれだけ出ていったけどもよかったという判断なのかお伺いしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)  
町長。

町 長 (吉田慎一君)

計画したものがいろんな状況によって変わっていくというのは仕方ないこととございましてね、そのあたりがある程度予測がつくものであれば、それはきちっと総括をして反省すべきところは反省をしてやっていくというのが本筋だと思います。しかし、今回の場合はこういう形で2市2町まとまった形で動いている状況の中におきましては、私たちはもうこれにつきましましては最大限の次のステップに向けての努力をしていくというようなことではないかなというふうに思っております。

議 長 (山口経正議員)  
ほかに質疑はありませんか。

19番 (吉岡清彦議員)

今度は財産の処分に入っておりますけども、長与のほうに埋設をしております。その分がどういう形で長与に入ってくるのか、また、その分を今度は直接長与でストレートに工事したら幾らになるのか、メーター数とかそういう点をちょっと内容についてお尋ねいたします。

議 長 (山口経正議員)  
水道課長。

水道課長 (吉田邦彦君)

現在、今度は長与町に埋設されている管の延長ですけど、約延長が2,538.2メートル、口径が300ミリになっております。それを今度長与町

が独自で布設をする金額ですけど、現在300ミリが入っておりますけど、それを100ミリに換算いたしまして、税込みで約1億900万ほどかかる見込みでございます。

有効活用の内容でございますけど、現在第一浄水場、それから第二浄水場、第二浄水場は三根のほうにありますけど、その分の管の交互支援という目的で今回布設を企業団の管を有効に活用するというところで考えております。

議長

(山口経正議員)

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第80号について、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議案になっております議案第78号、議案第79号、議案第80号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第78号、議案第79号、議案第80号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第78号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

18番、河野龍二議員。

18番

(河野龍二議員)

議案第78号の長崎県南部広域水道企業団の解散について、賛成の立場で討論いたします。

私たち日本共産党は、この事業に対し事あるごとに指摘をし、批判をしてきました。結果は大きな負担だけが残り、現実はこのダム建設に至らなかったということは、町の財政に大きな影響を与えたことは間違いありません。そういう意味では十分に先を見た検証というのが私は必要だったというふうに思います。その反省は十分に行うべきだというふうに思います。今後の事業に取り組む際、やはり将来的にどうなのかという判断をして、その事業の正否を決めるべきだというふうに考えます。

先ほども質問の中でありましたけども、今後の水源確保ですが、やはり今まで以上負担がなるだけかからないような水源確保を求めて、町民の安心して生活できるそうした水道事業に取り組んでいただくことを願って賛成討論といたします。

議長

(山口経正議員)



次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第1、議案第78号、長崎県南部広域水道企業団の解散についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第79号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第2、議案第79号、長崎県南部広域水道企業団の解散に伴う財産処分についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第80号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第3、議案第80号、長崎県南部広域水道企業団規約の変更についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第81号、長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第81号は、文教厚生常任委員会に付託

します。

お諮りします。

ただいま文教厚生常任委員会に付託しました議案第81号は、会議規則第46条第1項の規定によって、12月12日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第81号は、12月12日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

日程第5、議案第82号、長与町水道給水条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はありませんか。

18番、河野龍二議員。

18番 (河野龍二議員)

この議案ですが、まずは手数料の第33条の第1項ですね、この指定の申請手数料ですが、ちょっと他町の動向も調べたんですけども、他市自治体と同じ条項で手数料を徴収するようになっておりました、●。本来ならばこれいつからこういう形をとらなければならなかったのか、そこら辺を一つお伺いしたいのと、これに係る本町の対象事業者数がどれくらいあるものなのか。また、伴ってこの指定業者が各家庭の工事をする際に工事料金というのは変動があるものなのかどうか、その辺をお伺いしたいというふうに思います。

議長 (山口経正議員)

水道課長。

水道課長 (吉田邦彦君)

改正の期日ですけども、平成8年6月に水道法一部の改正で給水装置工事事業者指定の申請が制度化されております。

もう一つの長与町の給水工事指定の業者数でございますけど、26年12月現在で170店でございます。

工事費に影響ということは指定工事店に頼むということで金額的には影響はございません。

議長 (山口経正議員)

河野議員。

18番 (河野龍二議員)

この手数料は平成8年の6月に水道法が改正されて、いわゆる本来ならばそのときから事業者からの申請手数料というのはもらわなければならなかったということですかね。じゃあ、ほかの自治体は既にやっぱりそういうその時期から徴収を行っていたものなのかどうか、そこら辺がわかればお願いしたいのと、この指定手数料もいろいろ自治体で差があるようでございま

すが、これは本町の今回の提案はどういう形でこの金額にされたのかをお伺いしたいと思います。

議長 (山口経正議員)

水道局長。

水道局長 (馬木信一君)

お答えをいたします。最初の質疑については私のほうから御説明を申し上げます。

当初、平成8年6月に水道法一部改正がございまして、そのときに給水装置につきましては給水装置工事事業者のみが修理ができるというふうな法律の改正がございました。そのときにすぐ手数料の徴収をした自治体もあるかと思いますが、ほとんどは途中から申請手数料の徴収が始まったように記憶をいたしております。現在、長与町も含めまして長崎県内で1市3町がまだ手数料徴収をしていなかったと。その中で長与町が来年度4月1日より予定をいたしておるといふ状況でございます。

次は水道課長のほうより説明を申し上げます。

議長 (山口経正議員)

水道課長。

水道課長 (吉田邦彦君)

手数料の件でございますけど、県内自治体の20団体を調査した結果、2万円が1件、1万7,000円が2件、1万円が14件となっております。

また、この1万円の根拠といえますか算出根拠は、全国簡易水道協会の資料を参考に算出をしております。

議長 (山口経正議員)

河野議員。

18番 (河野龍二議員)

最後の質問になりますんで、じゃあ、この申請手数料は率直に聞きますけど、どういう意味があつて徴収する必要があるのか。本来平成8年の6月に指定業者しかこの工事ができないというふうになったと。そのときに手数料を取るようになった部分があるというんで、各自治体もばらばらにそういう申請手数料の徴収を始めてるといふことから考えると、何の根拠といえますかね、意味があつてこの申請手数料を取るようにしているのか、再度最後にお伺いしたいと思います。

議長 (山口経正議員)

水道課長。

水道課長 (吉田邦彦君)

手数料の主なものといたしまして、事務をする人件費で申請の受け付けとか整理、行政の事務の説明と、そういうのが含めたところの金額と手数料ということで申請をしております。

議長 (山口経正議員)

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第82号は、建設産業常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま建設産業常任委員会に付託しました議案第82号は、会議規則第46条第1項の規定によって、12月12日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第82号は、12月12日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

日程第6、議案第83号、長与町公共下水道条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第83号は、建設産業常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま建設産業常任委員会に付託しました議案第83号は、会議規則第46条第1項の規定によって、12月12日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第83号は、12月12日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

日程第7、議案第84号、都市計画道路西高田線切土工事請負契約の変更についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番、西田 敏議員。

17番 (西田 敏議員)

この提案のときにちょっとよくわからなかったものですから、きょうはユー 스트リームで確認したんですが、録画がされておりませんので、再度これに 至った経緯を聞きたいと思うんですが、これは昨年、ことしでしたかね、この工事は延長は160メートル、それから、切り土が1万8,000立米 ということだったんですね。これが新たに2万1,400立米ということで 変更工事という形になっておりますけれども、こういうやり方、変更、これ

は当初の1回目の契約のときに仕事量ちゅうか、見積もり料ですね、仕様書、そういうものが誤っていてこうなったのか、最初から予定された工事なのか、その辺がちょっと区別がはっきりしませんので、変更工事という名称がついておりますんで、その辺の説明を再確認●。

議長 (山口経正議員)

都市整備課長。

都市整備課長 (松邨清茂君)

御説明いたします。通常の単年で終わる工事であれば中のグレードアップとかそういった形で少量の増減は出てこようかとは思いますが、今回のこの道路の工事については、まだ来年も工事の施工区間がございます。それと今年度発注しました分の金額、当然入札をしておりますので執行残というのがございます。その部分を合わせて今工事の延長、できるだけ多くしとけば来年どっちみち工事をしなくてはいけないんで、その分も稼げるという形で、大きな項目でいけば執行残の分を今回宛てがってますという形になります。

議長 (山口経正議員)

西田議員。

17番 (西田 敏議員)

そうなりますと、ちょっとこれ非常に奇異に感じたんですが、この入札は10何業者名乗りを上げて、金額は最低制限価格と同額で2社がしとるわけ。ほかはほとんど失格で制限価格よりも下回る金額がたくさん出てるわけですね。こういう先が予想される工事なのにこれだけ私から見れば正確な金額が出て、あと追加でまだ先があるからということで変更工事がまた追加されるわけですね。今年度の今の説明を聞きますと、予算が逆に言うところのよ様な答弁ですよ。予算が余っていると。少しでも先に片づけようという、こういうやり方は果たして正当なやり方なんですかね。

議長 (山口経正議員)

都市整備課長。

都市整備課長 (松邨清茂君)

変かどうかと言われるとちょっと、こうやって継続の工事であっても当然その中には法の中の縛りの中で増額幾らまでとかそういった感じのがございますので、通常こうやって切り土工事ですと延長があつて、その年度の中の仕事であれば追加の工事というのは大いに可能性はあると思います。しかし、今、議員さん御質問の最低制限価格のところでも落札された。それ以下は失格、それ以下の方たちは当然失格ですので金額が低過ぎるという形になってますんで、この分を新たに発注しても最低制限価格のラインのところの金額で当然今回の工事の分が増工されてますので、金額が上回るとかそういうことではないんですっていう形です。

議長 (山口経正議員)

西田議員。

17番 (西田 敏議員)

この工事はまだ先がずっと残っていくわけですよ。そうしますと、この工事の切れ目までこの業者が今のあれからいくと今度は随契みたいな形で先までいくんじゃないですか、その辺はどうなんです。

議長 (山口経正議員)  
建設部長。

建設部長 (浦川圭一君)

あくまでもことしのこの変更につきましては一定の予算額がありまして、その設計額に応じて入札をかけたところ執行残が出まして、この分を執行しないと補助事業でございますのでその補助事業の発注額まで届かないちゅうことで、交付決定をいただいておりますけども、その額に届かないので発注をするということで、新たに来年また発注するものについては改めて指名をいたしまして入札をすることとしております。

議長 (山口経正議員)  
ほかに質疑ありませんか。

18番、河野龍二議員。

18番 (河野龍二議員)

私も少しお伺いしたいと思います。一つは先ほどからちょっと出てますように、当初から2万1,400立米の工事で発注していればその指名業者が変わる可能性があったんじゃないかなというのが一つあるんですよ。今回当初1,800立米で入札を行いましたと。寺尾工業が落札をしましたと。しかし、その予算が残ったから追加して工事をまたさらに変更しましたということですが、じゃあ、当初からその2万1,400立米の工事で発注すれば結果が変わっていた可能性っていうのはないですか、その辺はどう考えますか。

議長 (山口経正議員)  
都市整備課長。

都市整備課長 (松邨清茂君)

議員さん言われるとおり、2万1,400立米、これは今落札された金額が落ちたんでこの分まで追加ができますよという話なんです。当初から2万1,400で発注すると、工事金額が当然上がります。そのときには予算額を超えてしまいますので、これはもう発注できない状態、起工さえ回せない状態にあります。だから、現在1万8,000立米で当初設計を組んで、その金額で工事を発注する、これは予算書の中の金額でないと発注できませんので、これを発注します。これから落札で下がります。この差を追加工事っていう形を出してる形になりますので、当初から2万1,400で発注するというのは不可能ではないかと思えます。

議長 (山口経正議員)  
河野議員。

18番 (河野龍二議員)

そしたら、ちょっと違う観点から質問しますが、こうした請負契約の変更する場合に条件がいろいろあるというふうに思うんですよ。その条件の中

に例えば請負契約ができない条件があるんですね。請負契約をもうこの状態で請負契約をしたらだめですよという条件が多分あると思うんですけども、ちょっと首かしげていらっしゃるんで私が説明するのが間違っていたら間違っているというふうに指摘していただいたら結構ですが、一つは私がちょっと調べた中によると、既に受注業者が独自で工事をして先に進めてたという場合は請負契約の変更ができないというふうになっているんですよ。この工事ですけども、切り土工ですから、いわゆる立米でどンドンどンドンどんでいったと。切り土が終わった後は当然のり面のそういう加工工事があるというふうに理解するんですね。時間がかかるのはのり面のコンクリートの加工工事かなというふうに、切り土工事っていうのは、いわば土砂をどンドンどンドンどんでいけばスムーズにいく工事かなというふうに思うんですよ。そうすると、現状1万8,000立米までは至ってないという判断なんですかね。結局切り土工でもその土砂をどンドンどンドンとり過ぎて、1万8,000を超えてればこのケースでいくと受注業者がもう勝手に判断して工事をやっているというふうに入りますもんで、それが今のところはクリアできるというふうの一つはそういう判断をしているのか、その数字も含めて請負契約をした日にちの排出立米があれば教えていただきたいというふうに思います。

もう一つは、前回の工事単価なんですけど、消費税もあれで含めて1億5,833万5,560円ですね、前回の契約のとき、これが1万8,000立米なんですけども、これを工事単価、私はちょっとよくわからないんで算出するには請負金額を立米で割るしかちょっとなかったんですけど、割ると1立米当たりが8,796円42銭になるんですね。今回延びた分ですね、いわゆる請負総金額と、これは間違っていたらちょっと指摘してもらっていいんですけども、立米数で割ると8,846円76銭になるんです。単価が1立米当たり50円上がってるんですよ、これで見ると。この算出根拠はどういうふうにされてらっしゃるのか。通常、通常って言ったらおかしいけど、追加工事だからプラスアルファがあるものなのか、それとも追加工事ならば一定そこに対する設備というのは整ってますんで、そういう部分では若干安くなってもいいんじゃないかなというふうに思うんですけども、ですから、その2点をちょっとお伺いしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)

都市整備課長。

都市整備 課 長 (松邨清茂君)

お答えさせてください。ちょっと順不同になろうかと思いますがけれども、切り土っていうのは全ての土砂であれば単価はそう変わってこないとは思いますが、ところが、今回あそこは中に岩盤がございまして、そこで岩盤のかたさが軟岩Ⅱとか中硬岩とかいう形で当然掘削する際には単価が違います。それと、それを搬出する際にも金額がかかりますので、中の当初軟岩を予定しておったのが軟岩Ⅱになりましたとか、中硬岩になりましたという形で当然単価が決まってしまうので、最初算出された立米単価からは少しは変わるっていう形になります。

もう1点が、1万8,000立米でそこで現場でびたっと終わればいいんですけども、どうしても土工ですので、そこはちょっと崩落のおそれがあるとかそういった形でほんの少しは余掘りとか土どめとかいうのは出てきます。ただ、今回の場合は業者が勝手にしたということではなくて、うちのほうの残額とこれだけ切れば今現在予定している予算額に届くという形で、うちのほうが指示をしたという形になります。

18番 (河野龍二議員)

現時点での立米はわかってない。

都市整備 (松邨清茂君)

課 長 現時点の立米、現時点の立米は当初発注した分の1万8,000立米以内でいってるっていう形です。

議 長 (山口経正議員)

河野議員。

18番 (河野龍二議員)

そこはしっかり確認してるんですかね。結局これは国土交通省のガイドラインにあるんですよね、設計変更が可能か不可能かという判断の中で。その中で特異な例ですけども、例えば道路をつくってこの先まで道路をつくりましたと、2メートルぐらい先につくりました。この分お金が足らんやっただけん、じゃあ、変更してくださいちゅうのはできませんよというふうな理由だと思うんですよ。ただ、そこはしっかり確認しておかないといけない問題だと思うんですよね。その土砂の排出も、いわゆるその工事を発注してるわけですから、この時点で契約する前で1万9,000立米ぐらいとってしもうとりますよというふうに、勝手にじゃなくて、いや、これはそもそもそういう先があったというふうになるというけど、でも、工事としては1万8,000立米までしか出せないんです、この業者はね。それが既に余分に排出してたとなれば、これは設計変更ができないケースなんですよね。そこはしっかりはつきり数字をつかんでおかないといけないんじゃないんですかね。今の答弁ですとよくわからないですね。ですから、ちゃんとつかむ必要があるんじゃないかなというふうに思います。そこはどうですか、じゃあ、数字がはつきりわかってますか。

議 長 (山口経正議員)

建設部長。

建設部長 (浦川圭一君)

数字の件ではございますけれども、ここの数字についてはつかんでおりませんが、この工事につきましてはまだ工期をかなり残しておきまして、現時点でまだ完成断面には至ってないちゅうことで、今回変更を改めて今回の議会の承認をいただきまして変更を申し込むという手続になります。この手続の後に1万8,000立米から超えたものについては順次工事にかかっていたちゅうことでしておりますので、現場については業者が先走って1万立米を超えたところで工事をしているちゅうことはないちゅうことで確認をしております。



議長 (山口経正議員)  
ほかに質疑ありませんか。  
質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
お諮りします。  
ただいま議題となっています議案第84号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。  
御異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)  
異議なしと認めます。  
よって、議案第84号は委員会付託を省略することに決定しました。  
これから、議案第84号の討論を行います。  
まず、反対討論はありませんか。  
18番、河野龍二議員。

18番 (河野龍二議員)  
私は前回6月議会でも議案第55号でこの請け負い締結について反対討論を行いました。その大きな理由は、この道路の必要性がやはり感じられないということであります。多くの金額をかけながら、わずか1キロ300ぐらいしか道路がつかれないというのでは、果たして本当に費用対効果があるものなのか疑問であります。そういう意味からも、一つ反対理由としていきたいというふうに思います。

もう一つ、やはりこうした経緯、今回は特別なのかなというふうにちょっと思いますけども、こうした契約の中で追加が行われるというのは、やはり先ほどから同僚議員も申しましたように、ちょっと不審な点が数多くあります。さらには先ほどの指摘しました十分な精査がされてない状況が少し見受けられます。やはりたとえ今のところ現状そうだというふうに判断してるところでありましたけども、この国土交通省のそうした判断から、ガイドラインからも含めて、やはりそこは十分判断をしてきちっとそういう状態にあるというのを十分確認しないといけないというふうに思います。それが十分に確認できてないような数字的なところが説明されませんでした。

以上なことから、この議案に対して反対討論といたします。

議長 (山口経正議員)  
次に、賛成討論はありませんか。  
討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから、日程第7、議案第84号、都市計画道路西高田線切土工事請負契約の変更についてを採決します。  
この採決は起立によって行います。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。  
(起立多数)

議長 (山口経正議員)  
起立多数。  
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

12番 日程第8、議案第85号、平成26年度長与町一般会計補正予算(第4号)の質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
12番、喜々津英世議員。  
(喜々津英世議員)  
ちょっと二、三点お尋ねをしたいと思いますけれども、町長の行政報告の中で源泉所得税に係る徴収未納の問題等が若干触れられましたけれども、実は24年4月の例月出納検査の中で開業医に対する源泉漏れとか、ケアマネジャー、あるいは介護認定調査員ですか、こういった者に対する課税源泉漏れ、こういったものも指摘をしておいたわけでありまして、今回新聞報道等では個人の事業主に対する委託料の源泉漏れという報道がなされておりますけれども、本町の実態はどうなのか、まず、そこからお尋ねをいたします。

議長 (山口経正議員)  
会計課長 (山口利弘君)  
本町の状況でございますが、委託料については源泉徴収義務がないと誤認していたものがほとんどでございます。税理士8名、土地家屋調査士4名、司法書士2名、建築士1名、公認会計士1名、計16名で、支払い件数が49件、所得税額が231万5,061円となっております。残りの1名は弁護士で、報償費からの支出でございましたが、共同法律事務所との名称から法人格を有していると誤認したもので、支払い件数9件、所得税額が21万1,134円となっております。合計で個人事業主17名、支払い件数58件、所得税額252万6,195円となっております。

議長 (山口経正議員)  
12番 喜々津議員。  
(喜々津英世議員)  
町長の報告では所得税額が252万6,195円、不納付加算税と延滞税、合わせて約17万という説明がっております。この予算の説明書の17ページの公課費で278万8,000円の補正が組んでありますけれども、説明と比べると約9万2,000円程度差額が出るわけですが、この内容は何なのかお尋ねをいたします。

議長 (山口経正議員)  
会計課長 (山口利弘君)  
行政報告との差額のお尋ねでございますが、初めに行政報告の額につきましては、11月初旬に長崎税務署へお願いと報告に上がりましたが、その後、税務署に内容の確認をしていただきまして訂正を行いました上で11月27

日付で最終の回答を提出しております。行政報告につきましては、その最終回答額によりまして報告をさせていただいております。

なお、補正予算でお願いしております額につきましては、最初税務署へ報告いたしました所得税及びそれに伴う不納付加算税と延滞税の金額に算定が誤りがあった場合を考慮して増額した額で要求させていただいております。このことから、最終的には減額となり、差額が生じております。

議 長

(山口経正議員)

喜々津議員。

1 2 番

(喜々津英世議員)

では、最後ですから、9ページの歳入のところでは237万5,000円が計上しております。いわゆる徴収漏れがあった方たちから取れる金額はこれだけということなのかもしれませんけれども、基本的に252万6,195円ですか、これはやっぱり回収しなければならん。そうすると、この個人事業主、弁護士さんが1人ひっくるめて17名ですか、の方とどういう接触をしてどういう要請をしてどういう回答をいただいておりますのか、確実にこの年度内に立てかえて支払ったものが回収できるのか、これについて見解を聞かせていただきたいと思っております。

議 長

(山口経正議員)

会計課長。

会計課長

(山口利弘君)

まず、歳入予算につきましては、当初は源泉徴収額の全額計上を考えておりましたが、算定に誤りがあったと考慮し、かつ、個人事業主に対しましても未接触の状態住所が変わってる事業主もいらっしゃいましたので、万が一のことを考えまして減額した額で要求させていただいております。

接触の状況と回収の見込みでございますが、所得税額の高額上位5名につきましては、複数の課にまたがることもあり、私ども会計課で対応をし、他の12名につきましては税務課で8名、管理課で3名、管財課で1名を受け持ってもらい、11月17日から26日にかけて各個人事業主の方へ訪問などを行いましておわびと説明並びに納付のお願いを行いました。皆さん御迷惑をおかけするにもかかわらず、御了解をいただいておりますので、年度末までには全額納入していただけるものと考えております。

議 長

(山口経正議員)

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第85号は、総務常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま総務常任委員会に付託しました議案第85号は、会議規則第46条第1項の規定によって、12月12日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第85号は、12月12日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

日程第9、議案第86号、平成26年度長与町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第86号は、文教厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま文教厚生常任委員会に付託しました議案第86号は、会議規則第46条第1項の規定によって、12月12日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第86号は、12月12日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

日程第10、議案第87号、平成26年度長与町水道事業会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第87号は、建設産業常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま建設産業常任委員会に付託しました議案第87号は、会議規則第46条第1項の規定によって、12月12日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第87号は、12月12日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

これにて本日の日程は終了します。

本日はこれで散会します。  
お疲れさまでした。

(散会 10時34分)